

追加資料2

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の考え方について（中間報告）

に対する確認事項と意見（要望）

嶋垣 謹哉

総則

3 「定義」の考え方

(1) この条例において「障害者」とは、次に掲げるものとする。

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害がある者。

に加え、機能障害（構造障害を含む）があるとともに、地域生活において活動の制限、若しくは参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者。

【確認】

- ・国際障害分類（ICF）を包括するという解釈でよいか？
- ・「地域生活において活動の制限、若しくは参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者」とは具体的にどのような者を想定し、逆にこのような者は対象にはならないと想定されておられるのか？

(2) この条例において「差別」とは、障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、又は処遇しようとするものであり、特定の場合において、必要な合理的配慮を行わない場合も含むものとする。

ただし、合理的な配慮に基づく措置を行うことが、均衡を失した又は過度の負担を課すものとなる場合においては、この限りではない。

【確認】

- ・「ただし、合理的な配慮に基づく措置を行うことが、均衡を失した又は過度の負担を課すものとなる場合においては、この限りではない」において、「均衡を失した又は過度の負担を課すものとなる場合」とは具体的にどのような場合を想定されているのか？
- ・また、「合理的配慮」をするしないの判断はだれが、どのような基準で行うのか？
（たとえば、「就労」においては（今後「合理的配慮」が定義されるであろう障害者雇用促進法が判断基準を示してくれる（であろう）という想定、前提で考えておられるのか？）
- ・この「障害者への合理的配慮に例外あるべし」において、まだ国の法整備の動きがない分野は「医療」であり、市民からの差別事例で比較的多く声が寄せられた「医療」の対応が非常に不安である。特にこの点はどうか？

障害者の権利を守るための規約

- 1 「 障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方
(1) 何人も、障害者に対し差別をしてはならない。

【確認】

- ・「障害者に対し差別をしてはならない」において、市民からの「差別事例」には、障害者のみならずその家族への差別事例も寄せられていたが、「障害者の家族」の扱いはどのように考えるのか？

障害者の地域生活に関する権利規約

- 1 「 障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方
(4) 市は、地域自立支援協議会を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。

【確認】

- ・「地域自立支援協議会」のイメージは？（地域分け、構成員、当事者参画）

障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

- 2 「 障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」に対する考え方
(1) 市は、障害者の移動の支援に当たっては、個人を尊重すると共に、地域で暮らしていく上での課題やその障害の特性を理解し、障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関の協力のもと、可能な限り障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じなくてはならない。

【意見（要望）】

- ・「移動支援」において、たとえば視覚障害の移動支援（ガイドヘルパー派遣制度）では、潜在ニーズはあるものの、「必要な時に利用しづらい、利用できない制度」となっていたり、当事者への制度の周知不足や経済的な自己負担によると思われる利用者の低迷や固定化、それに乗ずる結果としてヘルパーの絶対数不足及び支援スキル不足によるユーザーの不満の顕在化等といった“負の連鎖現象”が問題提起されている。

「措置を講じる」ための「実施環境の整備」がその前提ともなるので、ぜひ「実施環境の整備」という文言を追加できないか。

以上